は改正箇所

現 行 改 案 TF. 吹田市公衆浴場許可審查基準 吹田市公衆浴場許可審查基準 第2 構造設備の基準の適用除外 第2 構造設備の基準の適用除外 1 脱衣室 1 脱衣室 (略) (略) 2 浴室 2 浴室 条例第3条第2項の規定により同条第1項第2号アに掲げる基 条例第3条第2項の規定により同条第1項第2号アに掲げる基 準による必要がないと認める場合は、次に掲げる要件をいずれか 単による必要がないと認める場合は、次に掲げる要件をいずれか 満たしている場合で保健所長が入浴者の風紀に支障がないと認|満たしている場合で保健所長が入浴者の風紀に支障がないと認 めるときとする。ただし、屋外から見通すことができる構造であしめるときとする。ただし、屋外から見通すことができる構造であ ってはならない。 ってはならない。 (1) 1(1)又は(2)に該当する場合 (1) 1(1)又は(2)に該当する場合

- (2) 蒸気、熱気等を使用する浴室に入浴服を着用した入浴者を入浴させる場合
- (2) 次の浴室に入浴服を着用した入浴者を入浴させる場合
- ア 蒸気、熱気等を使用する浴室
- イ 蒸気、熱気等を使用する浴室の利用後に、体を冷やす目的で使用する浴槽を設置する浴室。ただし、当該浴槽について、面積は蒸気、熱気を使用する浴室の面積以下とし、前記目的の浴槽のみ設置するもの。